

トランスジェンダー生徒の声から制服を考える

土肥いつき

わたしは現在、京都府立高校で教員をしています。その傍ら、トランスジェンダーの子どもたちの交流会を開催したり、トランスジェンダー生徒を切り口に学校の中のジェンダーを考察する研究をおこなったりもしています。本稿では、そのような立場から、学校における制服について考えていと思います。

近年、LGBTという言葉が多くの人たちに知られるようになってきた。「トランスジェンダー」という言葉も聞かれるようになってきました。この言葉は性別違和を病理ととらえる「性同一性障害」に対して、当事者が脱病理の主張を込めてつ

くったものです。トランスジェンダーの定義は、例えば国連人権高等弁務官事務所によると「トランスセクシュアルの人々、異性装をする人々、第三の性別を自認する人々、男女に二分されない自認を持つ人々、および外見と特徴が非典型的であり性自認が出生時に割り当てられた性別と異なる人々を含む、幅広い性別表現とアイデンティティを持つ人々を表現するために使用される包括的な用語である」⁽¹⁾とされます。

学校の中には、名簿や班分け、あるいは体育の授業など、ありとあらゆるところに性別にもとづく「区分け」や「扱いの差異」があります。その

際用いられる性別は原則として書類上に記載された性別であり、その性別は多くの場合出生時に外性器の形状等にもとづいて割り当てられたものです。したがって、トランスジェンダーの子どもたちは、自認する性別とは異なる性別に区分けされたり扱われたりすることとなり、「ジェンダー葛藤」⁽²⁾を感じます。特に制服は、多くの場合男女でデザインがわかれているだけでなく、それを常時身につけていることから、その生徒の性別をあらわす「アイコン」ともいうことができるでしょう。生徒たちは、制服の着用を通して自らの性別を互いにカミングアウトし、学校内においてその性別で扱われ、人間関係をつくっているのです。

自らがやりたい性とは異なる性別の人間関係の中に自らをカテゴライズしなくてはならないことにつながるのです⁽³⁾。したがって、トランスジェンダー生徒にとつて、自認する性別とは異なる制服を着用することによるジェンダー葛藤は、極めて強いものとなります。

(注)

(1) https://www.ohchr.org/Documents/Publications/Born_Free_and_Equal_WEB.pdf

(2) 土肥いつき、2015、「トランスジェンダー生徒の学校経験」『教育社会学研究』97:47-66.

(3) 前掲論文:58.

例えば、あるトランスジェンダーの若者は、筆者のインタビューに答えて中学校時代の制服について「学ランとか制服でわかれると、一気に男女ってなるんですよ」と述べています。つまり、制服の存在は、男女混合であったそれまでの人間関係に分断をもたらします。さらに「小学校のときに仲よかった女友だちもちょっと疎遠になっちゃって」と語っているように、その人間関係の分断は、

二〇一五年に文部科学省は「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」という通知を出しました。この通知に示された支援の事例の中に「自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める」とあることから、トランスジェンダー生徒が性自認にしたがった性別の制服を着用するハードルは徐々に下がりはじめました。さらに近年では、ズボン・スカート・スラックスあるいはリボンやネクタイなどを、性別にかかわらず選択できる学校が散見されるようになってきました。ただ、このような報道がなされる時「LGBTへの配慮」という言葉がつくことがよくありますが、わたしには違和感があります。その理由は大きくはふたつです。ひとつは、

LGBTのうち制服で問題が起ころのはトランスジェンダーであり、レズビアン・バイ・バイセクシュアルは多くの場合問題にはならないということです。したがって、正しくは「トランスジェンダーへの配慮」とすべきだろうと思います。このような意見に対して、もしかしたら「LGBTの中にも制服への違和感を持つ人がいるかもしれないではないか」という意見が出されるかもしれませんが、であるならば、LGBTではない人の中にも違和感を持つ人がいるかもしれません。となると、ことさらに「LGBTへの配慮」とする必要はないのではないのでしょうか。これがもうひとつの理由です。

ただ、いずれにしろ、性別にかかわらず制服が選択できるといったとくくみが、トランスジェンダー生徒のジェンダー葛藤軽減に大きく寄与することは言うまでもありません。

しかしながら、実はことはそう単純ではありません。

先にあげた国連人権高等弁務官事務所によるトランスジェンダーの定義にあるように、すべての

ビューのように、生徒たち自身も女性／男性に二分された制服を着ることを通して、自らを二分していきます。このようにして、「学校」の中にある性別二元制は自然であり自明な規範となっていく。さらに、規範となった性別二元制は、あるひとりの生徒を見る時に、性別と結びつけてみることを正当なこととします。具体的には、例えば教員が「二年の女子は○○」といったように、生徒を個人として見ずに性別で見えてしまうということの意味します。

実はこのようなことは、かつてからジェンダー研究者やジェンダー平等にとりくむ人々の間で指摘されてきたことです。そして、性別と結びつけて生徒を見ないために、例えば「性別にこだわらない名簿」や「すべてのひとを『さん』づけする」といったとりくみがなされてきました。さらにその一環として制服の問題点も指摘されてきました。ところが、トランスジェンダー生徒への配慮といった文脈で制服が語られることで、二分法的な性別そのものを問うのではなく、どちらの性別の制服を割り振るかという論議に矮小化されてし

トランスジェンダーが女性／男性という性自認を持つわけではなく「第三の性別」や「男女に二分されない自認」を持つ場合もあるのです。一方、例えば先に述べた性別にかかわらず制服を選択できる場合も、ズボン⇨男性、スカート・スラックス⇨女性、リボン⇨女性というように、それぞれのオプションは二分法的な性別と結びついていきます。したがって、このようなとくくみがすべてのトランスジェンダー生徒のジェンダー葛藤を軽減できるとは限らないのです。

では、なぜ「学校」は「第三の性別」や「男女に二分されない自認」を持つ生徒に対応できないのでしょうか。それは、「学校」は、性別は女性／男性のふたつしかなく、すべての人はそのどちらかに所属するという規範、つまり性別二元制の上に成り立っているからです。生徒たちを女性／男性に二分してそれぞれの性別の制服を着せるだけでなく、女性／男性に二分される制服を生徒たちに着せることを通して生徒たちを女性／男性に二分しているのです。さらに、先にあげたインタ

マイました。というのは、トランスジェンダー生徒は制服がイヤなのではなく、自認する性別とは異なる性別の制服を強制されることがイヤなのだからです。逆に言えば、「配慮」されればジェンダー葛藤は軽減され、「問題解決」となり、制服の問題点そのものについては不問にされてしまいます。このようにして、「トランスジェンダーへの配慮」という語られ方をすることで、制服そのものが論議になりにくくなってしまいました。

では、トランスジェンダー生徒は性別二元制を強化する存在なのでしょうか。もちろん、それは違います。なぜなら、トランスジェンダー生徒自身も学校という性別二元制の場において、それを利用しなければ自認する性別での扱いが獲得できないからです。したがって、制服にかかわる論議を通して、学校の中の性別二元制そのものを問うことが、今こそ必要なのではないかと思えます。

(どひ・いつき 京都府立高校教員)